

# 被ばく労働に関する関係省庁交渉議事録

日時 2012年3月9日

場所 衆議院第二議員会館

## 主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

## 参加省庁・担当者

経済産業省

資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室 宇根

原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム 布田

同 柴

製造産業局自動車課 松野

文部科学省

大臣官房総務課 堤

科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室 斉藤

同 政策課 樋口

研究開発局原子力損害賠償対策室 瀬戸

研究振興局量子放射線研究推進室 岩岡

厚生労働省

労働基準局監督課 中村

安全衛生部 安井

同 和田

同 片野

補償課 板垣

同 沖田

同 児屋野

飯田：お忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。全国労働安全衛生センター連絡会議の飯田が司会という事で進めさせて頂きますのでよろしくお願いします。所属とお名前を述べて頂いてご回答ください。早速はじめさせて頂きます。まず1の事故収束作業従事者の国家への貢献についての答弁から頂きたいと思います。全省庁という事ですので経産省からお願いしたいと思います。

宇根：経産省資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室の補佐をやっております宇根と申します。本日はよろしくお願いします。これに対しましては総理も公式の場で、現地で働いていらっしゃる労働者の皆さま方については日本の原発事故を救うために英雄と言うべきともいう献身的な行為をおこなって頂いているという風に総理も言われており、我々としても同様の認識を持って感謝を申し上げるとともに、働いていらっしゃる皆様方のより良い労働環境を整えるために随時、努力をしていくべきだと認識しております。

堤：文部科学省大臣官房総務課の堤と申します。いま経産省からも言葉があったとおり、これまで日本が経験した事がない規模の原子力発電所での災害に、事故の収束を図るために作業にあたって頂いている方々には深く感謝しております。このような過酷な環境の中で作業に従事して頂いている方のご尽力無くしては福島再生・復興はあり得ないものと考えております。

飯田：次に要請項目の3ですね。福島第一原発における被ばく労働の情報開示についてという事なのですが、ここについては③を経産省からご回答頂きます。

宇根：労働者の方の事故、疾病、救急車搬送の状況について明らかにする事でございますけれども、これに関しましてはいま現在でも死亡に至ったケース、ノロウイルスとかそういうものが発生した場合、インフルエンザ、そういったものについては社会的関心もかなり高いという事で(1)から(5)でご指摘して頂いているような事についても基本的に公表させて頂いております。どのような不安全で、どのような有害状態があつてっていうのは東電自身で評価できるところは評価するんですけど、そこは当局にご指摘頂くところもあると思うので東電自身が公表しているかどうかっていうのはまた別の問題であると思いますけど、それ以外の項目については基本的に公表しています。公表までしなかったケースも労働基準監督署に発生状況などを東電から報告して、不具合とか不適切なものがある場合には指導がなされているものと認識しています。いずれにしても東電が自分の都合の悪い情報を東電の内部で隠ぺいして、労働者の方々に不利益が生じることが無いように適切に指導していきたいと思っております。

飯田：④もお願いできますか。

宇根：④は環境省が立ち入るように聞いてきたんですけれども、今いらっしゃらないという話だったので、すみません調整が不十分で。

布田：原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームの布田と申します。いま除染のモデル実

証事業をおこなっておりますので、その関係で作業者の状況についてという事でお答えさせていただきます。除染のモデル実証事業の除染作業中につきましては、さきほど経産省から説明があったとおり、障害等が発生したときについては全部プレス報道機関にもご説明をしているという事で、そういう情報については公表しています。

齊藤：文部科学省原子力災害対策支援本部の齊藤と申します。⑤のプルトニウム 241 の話ですが、文部科学省では第 1 次土壌調査としまして 6 月からプルトニウム 238、プルトニウム 239、240 について分析をしてきまして、それについては土壌の濃度マップとして公表しています。他方でプルトニウム 241 に関しては確かに放出量も多いというのもございまして、241 については第 2 次の調査として現在、実施をしているところでございます。プルトニウム 241 と 238、239 の比例関係等がわかれば、よりプルトニウムの精緻が計れると考えておりまして、その観点で 241 についても実施をしています。

飯田：労災補償と賠償については②について文科省のご回答を頂きます。

瀬戸：文部科学省原子力損害賠償対策室の瀬戸と申します。ただいま 4 の②という事で頂きましたが、②と③まとめてご回答します。原発等で働かれている方たちの健康被害が出た場合の賠償の基準という事でございますが、③の中でご指摘のありますように原子力損害賠償に関する紛争審査会で識者の先生方に議論を頂く場でございますが、こちらで去年の 8 月 5 日に策定をして頂いております中間指針というものがございます。この中で該当する基準が設けられておりますので、ご紹介も兼ねまして読み上げさせていただきます。中間指針第 9、放射線被ばくによる損害について。本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官、または住民、その他の者が本件事故に係る放射線被ばくによる急性または晩発性の放射線障害により傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。このような基準が策定されております。ただいまのご紹介でお答えになっているかと思いますが、③の中に中間指針の精神的損害は作業員も対象になるのか明らかにすることというお尋ねを頂いております。中間指針の中で何箇所か精神的損害に関する記載がございますが、その内の前半の方に出てまいります避難対象区域から避難された方、あるいはそこに滞在された方に関する精神的損害。これは作業員の方は該当致しません。一方、先ほど読み上げさせていただきました箇所におきました精神的損害等は賠償の対象となると記載されております。

飯田：次は④と⑥。これは全省庁にご回答頂きますので、まずは経産省から。

宇根：④の方が私以外の者が来る予定だったんですけど、来ていないようなので少々お待ちください。まず⑥については私からお答えさせていただきます。少なくとも、原子力事故の収束作業にあたる労働者の問題に対応する私の部署においては法務省からこのような文書を頂いたことはありませんので、こういうものに基づいて政策にあたっているとかがそういう事はございません。エネ庁の場合は規制については保安院の方で独立してやってもらっているんで、また規制について口

を出すとかそういった事もございませんので、こういう問題についてこういう結果に基づいて労働者の対応にあたるという事はございません。

瀬戸：文部科学省でございます。国が賠償金の支払いを代行し東電に求償する事というご提案を頂いておりますが現在、東京電力の方ですでに法賠償の取り組みが加速をしているというご報告を受けております。ですので、国が代行するというよりは引き続き東京電力において迅速に、また誠実に対応をしてもらうように要請をしまいたいと考えております。文部科学省と致しましても先ほどご紹介しました指針の策定後、政務三役から東京電力の社長、あるいは常務、副社長、こういった方をお呼びしまして、くれぐれもこれら指針の趣旨を尊重し、また指針に明記されていない損害についても事故との相当因果関係があれば当然、賠償の対象となりますので、指針に書かれていないので対応しないという事は決して無いように、迅速に誠意を持って対応するように要請をしております。そして後段になりますけれども東電以外の原子力事業者も賠償金の一部支払いを担わせるようにというご提案を頂いております。基本的には原子力損害賠償の法律に基づきまして今回の事故に関する賠償というものは東京電力がおこなう事となっております。一方で昨年の秋に東電の賠償の支援と申しますか、ある意味お尻を叩くと申しますか、そういった事をおこなうための原子力損害賠償支援機構という機構を1つ設立しております。こちらの機構の運営費ですとかそういったものは原子力事業者が負担金を出し合って運営をするというようなシステムとなっておりますので併せてご紹介させていただきます。

飯田：次は5の健康管理と教育については文科省からご回答頂きます。

岩岡：量子放射線研究推進室の岩岡と申します。①でございますけれども、まずは放射線管理手帳がどういうものを簡単にご説明させて頂きまして、現在の法律との関係という事で説明させて頂きます。放射線管理手帳ですけれども、原子力施設、特に原子力事業者の中における放射線業務従事者がそれぞれ色々な事業所を渡り歩いても放射線量を一元的に管理できるようにという事で放射線影響協会という財団法人が参画する事業者からお金を募って運営しています。全国共通の中央登録番号というのが放射線業務従事者に付番をされて、どこに行っても放射線のこれまでの記録がわかるというのが手帳という形で発行されているというのが現在の制度でございます。法律との関係を原子力安全課よりご説明させて頂きます。

樋口：文部科学省原子力安全課原子力対策支援本部の樋口を申します。現行の放射線管理でございますけれども、業務従事者の被ばく管理につきましては原子炉等規法で発電所でしたり、試験研究炉といったものを対象にしまして、放射線障害防止法が研究所とかでラジオアイソトープ、放射性同位元素というものを対象としています。あとは医療法。これが医療でも扱うというのと、薬事法。これは医薬品ですね。あと獣医予防といった各主務大臣が所管をしまして、文部科学省につきましては現在、試験研究炉と放射線障害防止の観点の規制を担当しております。あとはこれ以外に労働者の安全と健康の確保という事で労働安全衛生法というのがございまして電離放射線防止規則についてこれは厚労省がやっています。こうした法律に基づいて現在、測定をして必要に応じて記録をしたり主務大臣に報告したりという事で線量限度をしっかりと越えない

ように管理をするというような構成は現在されています。

飯田：ではちょっと飛びますけども 6 ですね。除染作業における被ばく管理についてですけども、ここについては⑤を経産からご回答頂きます。

布田：6 の⑤の除染のモデル事業に関しまして、順番にご説明させていただきます。モデル事業の内容とその結果の評価につきましてですが、除染のモデル実証事業につきましては警戒区域、計画的避難区域等の市町村内に設定いたしました複数の地区を対象に除染の効果的な実施のために必要となる知見を得るための実証試験をおこなっております。この中では森林、農地、宅地、大型建設物を含む建物、道路の除染対象地に対し、効果的な除染方法や作業員の安全確保について検証しています。実施にあたりましては、国から日本原子力研究開発機構に委託しておこなっています。これらの結果につきましては現在、取りまとめをおこなっているところでございまして、3月の末までには公表する予定です。続きまして②の線量管理の方法でございまして、これは委託先の JAEA（日本原子力研究開発機構）と作業をおこなう事業者との契約にもとづいて除染作業を実施する事業者が放射線管理計画書を作成いたしまして関係法令を遵守し、線量限度を越えないように現場代理人の下に置かれました放射線管理者が線量管理・指導・助言などをおこなう管理がなされていると聞いております。具体的には外部被ばく線量の測定・管理・評価の方法と致しまして、除染作業従事者に対しガラスバッジや基本線量計を着用させるとともに、一定の空間線量率を越える作業環境下では併せてポケット線量計などの補助線量計を着用させて線量管理をおこなっているところでございます。また内部被ばくに関しましても万が一、内部取り込みが生じた恐れがある場合については測定をおこなう事としておりますが、これまでの検査において内部被ばくについては確認はされておられません。続きまして③の作業計画でございまして、作業につきましては事前・事後のモニタリング対象物ごとの除染方法などを決めた上で各作業について開始日・終了予定日・日々の作業内容等について検討した上で実施していると聞いております。次に④の内部被ばく防止措置でございまして、これは関係法令に基づいて作業に応じて有効な呼吸保護具を着用させるなどの対応をしています。具体的には粒子捕集効率が最も高いフィルターを取り付けました防じんマスク、タイベックスーツ、手袋の着用をおこなっています。吸入または経口摂取を防止するために休憩所等の指定された場所以外における飲食・喫煙を禁止するなどの措置を取っています。⑤の事前教育の内容ですが、これについても関係法令に基づいて作業に従事する労働者全員に対してあらかじめ放射性物質、またはこれらによって汚染されたものに関する知識、除染の作業方法に関する知識、除染で使用する機器・器具等の構造および取り扱い方法に関する知識、放射線の生体に与える影響、関係法令の知識につきまして事前に教育を実施しています。

飯田：皆さんの方から今の部分に関するご質問・ご意見を出して頂きたいと思います。

川本：神奈川県労災職業病センターの川本です。労災補償のことで 4 の②のご回答を確認したいと思っております。お読みいただいた中間指針も一応、目を通してはいるつもりなんですけども、たぶん前回とか前々回で同じ議論をやっているのはちゃんと引き継がれていないんだと思うんです。前回

出られた方は同じ事を何回も説明させるなみたいな感じで説明されたんで非常に残念なんですけども、要するにわかりやすく言うと多発性骨髄腫っていう病気があるのはご存知ですよね。それで厚労省の労災認定基準では線量を明示して白血病についてとかいくつかありますけど、線量を明示して認定基準を作られている事をご存知ですか。白血病だったら5ミリシーベルト/年間×年数とか、1年以上経ってからとかありますよね。そういうものをきちんと指針で設けてくれという要求なんです。いまお話になった中には病名もおろか晩発性障害ってさらっと言われたけども、何が晩発性障害なのかとか、線量はどのくらいだったら認めるとか認めないとかいっさい無いわけですよ。それが働いている人たちは一番、住民もそうですけど、望んでる事ですよ。具体的に多発性骨髄腫を聞いた厚生労働省が労災ですよという因果関係を認めたものを、例えば最高裁判所はそれは違えますっていう命令を出したりしてるんです。医学的にも難しいし、法的にも非常にケースバイケースでややこしい話が出てきてるわけです。であるからこそ、行政の方で一定の目安となる基準を設けるのが一番大事やろうと。そういう趣旨なんです。厚労省は、請求もない、そもそも現場〇〇が動いていない時代からちゃんと認定基準を設けてるんですよ。これだけちゃんとやっとならば万一、健康被害が生じても補償しますよという基準を70年代初めから設けてるわけです。何基かしか動いていない時代に決めてるわけですよ。なぜこんだけの事故がおこって、これだけ被ばくしてる労働者・住民がいるときにそういう具体的な病名とか線量を明示した基準、それ以上だったら絶対に認めますよというのが無理であれば一定の目安でも何でもいいですよ。そういうものがあって初めて皆さん自分で認識して、会社も放射線被ばく管理をしていくわけですから。もし何かなったら後は個別ケースで処理してくださいって。そういう指針ではまずいんじゃないかっていうのが趣旨なんです。そこらへんを踏まえて、今日言える事があればお願いします。

瀬戸：文部科学省の瀬戸でございます。前任からの引継ぎが不十分で大変失礼致しました。ご指摘頂きましたような具体的な線量ですとか病名。こういったものについてご指摘のとおり現在の中間指針では記載は致しておりません。中間指針は原発事故がいつ収束するかわからない、どこまで損害の範囲が広がるかわからない状況の中である程度、類型化できるものをまずはお示したものと位置づけでございますのでこのような書きぶりとさせて頂いております。さきほどご指摘を頂いたんですけど、具体的な事例につきましては個別具体の案件に応じまして因果関係があるものであれば当然、賠償の対象となるという理念は貫かれているんですけど、このような書きぶりとなっております。

川本：それを文部科学省がやる気にならないのか、作るべき審査会がやることなのかわかりませんがね。具体的じゃないとはっきり言って意味がないです。被ばく労働の晩発障害に限って言えばあの指針は何の意味もないわけです。労災認定基準よりももっと何も無いわけですから。白血病になるまでわからんわけですからね。そこは今後、中間だからやるのかも知れませんが、でもおおよそ類型化できるでしょう。いきなり世界で一例もない疾病の請求があったらそれは因果関係が無いっちゃう事になりますけど。おおよそ悪性腫瘍だとわかるわけですから、晩発性障害は。突然バツと別の病気になりましたなんちゅう報告もされていないようなものは全く無いわけですから。そこは一定のものを類型化して、労災認定の事例だってあるわけですから 10

件くらい。そこは積極的に線量の基準を設けるなり、病名を明示した基準を設けるように検討を始めてほしいんです。

瀬戸：ご意見を頂きましてありがとうございます。わたくし限りの責任でこの場ですぐにどうこうとお答えできるものではないのですが、本日ご意見として頂きましたという事で部内の方で共有させて頂きます。

川本：今日のやりとりを引き継いでくださいね。でないとまた一から話をしないといけませんからね。最初に出た方はそれこそ多発性骨髄腫で労災認定とか何とか言うても、何の話やそれはちゅう顔をされてたんです。記録を取ってるんでしょし、こちらも取ってますのでね、ぜひそれを次の方に引き継いでもらって、よろしくをお願いします。

飯田：今日お読みになったところはもう承知をした上で望んでおります私どもも。その意味では同じことをまた読み上げられて説明をされると同じ事の繰り返しになっちゃいますのでお願いします。

那須：今日は川本さん、随分やさしく言われていたと思うんですけど。いま川本さんが言われていた経緯をどこまでご存知なのかなあと思うんですけどね。労災認定に関してある程度の基準が出ているから労災認定をされた。ところが今まで労災認定をされているケースに関しても損害賠償は裁判では認められないと。その事を認めさせないように必死になって国がやっていて、その中心が文科省なわけですよ。ですからそういう背景があって、だったら賠償に関してもきちんと具体的な基準を設定すべきだと。その場その場で審査会がどうのこうのとかって言って、裁判では高度な蓋然性を被害者の方に、しかも晩発性のものを要求するなんて無茶な事をしてきてるわけですよ。そうではなくて具体的に賠償についてもきちんと基準を作るべきだと。そうでないと働いている方にとってどうなるかさっぱりわからんという事が背景にあって言ってるわけですよ。なんとなくあった方が良いでしょう、よろしく申し上げますみたいなそんな話をしてるわけではないので、こちらの言ってる根拠はあるわけですから、それをわかった上で対応してほしいという事を引き継いで頂きたいという事です。

斉藤（参）：敦賀から来ました斉藤と申します。今から 30 年前に原発の下請け労働者で組合を作って労働運動をしてきました。その中でたくさんの方が亡くなっています。私は基準局、労基局、色んな所に行っていました。ところが関電にしても原電にしても被ばく線量がそんだけいってないんだという事を言います。被ばくというものはここに書いているように内部被ばくと外部被ばく。私も 22.6 ミリシーベルトを 6 ヶ月浴びています。甲状腺、心筋梗塞、みな手術しました。だけど被ばくではなしに内部被ばく。内部被ばくはどこから起こるのか。それをはっきり出してほしい。内部被ばくというのは、原発の中で色んな教育を受けました。その中で言われた事はマスクですね。フィルター付いたマスク。空気を吸ったら駄目だよと。中にはダストモニター。空気、チリとかホコリといったものを吸うと内部被ばくが起こるんですよ。内部被ばくはおたくらが言ってる 50 ミリとか 100 ミリとかいうことは関係ないんですよ。政府がやらしてる除染というの

は全く間違ってるじゃないですか。内部被ばくは測りますか、すぐ。わからないでしょう。要するに放射線量やないんですよ、内部被ばくは。第一にきちりマスクをする。そういう事を福島の人にも言ってあげてほしいんですよ。そして今、福島にみんな帰りたいともがいています。あれは間違つとるんじゃないんですか。あんな事で除染できるわけないでしょう。除染というのはどうやるか知ってますか、原発の中で。チリトリ、モップ、雑巾、バケツ、そういったものできれいにふき取って、それで中に入って線量を下げて測って作業するんです。色んなポンプなんかにはホコリやチリが付いているときれいに隅々までふき取るんですよ。それで放射線量が無くなって初めて作業にかかれるんです。いま福島でやってる除染方法は全く間違っているんじゃないですか。高圧ジェットで撒き散らしてる。あれを撒き散らすとどうなるんですか。あぁいうやり方はもうちょっと注意してやってほしいですよ。あの人たちはこれから先はどうなるんですか。枝野さんが言った、直ちには出てきません。私も 20 年経っています。20 年経ってそういう病気が出てくるんですよ。その事を考えて皆さん方はもっとどんどん発言して、きちとした事を皆さんに伝えてほしいんですよ。ぜひそれを伝えたい。言いたいことは山ほどあるんです。時間が無いからこれで終わります。よろしくお願いします。

飯田：斉藤さん、厚労省はこの後に来ますので、厚労省のときにもぜひご発言頂ければと思います。斉藤さんの発言に対してどなたか応答できる方はいらっしゃいますか。除染の関係だといかがでしょう。

布田：実際の除染を今後、法令に基づいて実施していくのは環境省になりますけれども、いまモデルの実証事業を新チームで実施して、どのような除染方法が効果的であるかの評価もするとともに作業員の被ばく管理等々についてもしっかり研修をしていきたいと考えています。

澤田：全国労働安全衛生センターの澤田と申します。回答を聞いてなかったのでの的外れな質問になるかもしれないんですけど、4の③のところなんですけど、これは原発に入った方は全員、精神的損害の対象になるという事なんですか。

瀬戸：中間指針の該当箇所でございますが、健康状態が悪化し疾病にかかり、あるいは死亡された方につきまして逸失利益ですとか治療費・薬代、精神的損害等が賠償の対象になると明記されております。

澤田：それは住民の方もそうなんですか。

瀬戸：はい、左様でございます。作業員の方、自衛官の方、消防隊員、警察官、または住民、その他の方となります。

澤田：じゃあ診断を受けて。

瀬戸：この事故の復旧作業に従事されたそういった方につきましては疾病ですとか、そういった



実際の症状が出た場合。

澤田：いや、作業に従事していない方っていうのは精神的損害の対象になってますよね。

瀬戸：住民の方で、そうですね。作業員の方とはまた別の箇所に中間指針で入っています。

澤田：そうですね。その人たちにはもう払うという方針が出てますよね。

瀬戸：住民の方で避難の指示を受けて避難をされた方には。

澤田：それはどういう根拠なんですか。

瀬戸：根拠と言いますと。

澤田：実際に診断とかをされていないわけですよね。

瀬戸：はい。こちらは診断はございません。その指示が出ました対象の区域の住民の方という。

澤田：まさしく精神的苦痛ですよね。じゃあ原発に入っている方は精神的苦痛を受けていないという解釈なんですか。

瀬戸：その点につきましては審査会の方でも特段、今のところは明記されていなかったかと存じますので。そうですね、どちらとも明記されていない。

澤田：いや私は素直にあれを読んだら、住民の避難区域に入っている人がそうであれば当然、原発の作業員の方はその中にももちろん入ってますし、施設の中にもいるという事ですから、精神的損害の請求ができるのかなと解釈したんですけども、違うという事なんですか。

瀬戸：作業員の方が避難指示が出た地域に住まれている方の場合は当然、対象と。

澤田：住むとか住んでいないとかではなくて、もうその地域の中に入って作業するわけですからね。精神的損害の対象になると思ったんですけど、そうではないという事なんですか。

瀬戸：その点是指針上は書かれておりません。

澤田：書かれていないという事は実際に請求があったらどうなるんですか。

瀬戸：最終的なご判断はまずは東電の方で。

澤田：指針としてちゃんと出さないんですか。

瀬戸：指針におきましては明記されていない損害につきましても相当因果関係が、

澤田：明記する予定はないんでしょうか。

瀬戸：現在のところはそういった、

澤田：事務局から審査会の委員の先生方にそういうものを入れますというご予定も全く無いという事なんでしょうか。

瀬戸：審査会は法律家の先生ですとか、

澤田：私の言ってるのは、そういう提案を事務局から出さないのか出すのか、その予定があるのか無いのか、それだけです。

瀬戸：現在は出す予定はございません。法律の審査会としてご議論を頂いています。

澤田：ぜひ前向きに議題と出すように検討してください。持ち帰って検討してください。

瀬戸：ご意見があった旨は伝えます。

澤田：よろしく申し上げます。次回、ちゃんと聞きますので。

木村：福島原発事故緊急会議の木村と申します。今までの議論の中で2つ気が付いた事があるので申し上げます。賠償の問題でこの前の賠償の審査会で、センターの方から報告があって和解が成立したのが2件だけだったんですよね。その後、増えてるかもしれませんが。本当に何パーセントしか和解もできていない。明らかに条件がきつかったからなんですよね。それに対して文科省として考え方を変えないとどうしようもないと思います。それをぜひやって頂きたいと思います。それから環境省さんなんですけど、除染の問題ですね。私はある除染作業の政府の議論を聞いた事があるんですけど、そこではっきりしたのは福島県の72パーセントが森林なんです。森林の除染は85パーセントが残ってしまったという報告がありました。そういう事を考えると除染の難しさ。先ほどのご指摘のように各家での除染の大変さっていうのはあるんですけど、それ以上にあの地域での除染がかなり厳しい事はあちこちで言われているし、この前にNHKでも報道がありました。ですから実証事業を待つまでもなく、今の政府の見通しは非常にあまいという事がはっきりしてると思います。それに対して環境省は早く手を打ってください。環境省はもともと色んな意味で信用できない部分がありましたけど、それでもプロパーの人はまじめに環境を守ろうとしてるのは私は知ってます。その環境省の姿がますます悪くなっちゃいます。こんな事をやっていると。そういう意味からも環境省の本領を發揮して除染に対して善処してほしいと思

ます。

飯田：今日は環境の方がいらっしゃってないんですね。

川本：今日は私はおとなしいとか言われたからあれですけど、はっきり言って何もわかってない人と話してもしょうがないから言ってないだけで、今もありましたように今の指針じゃ全然駄目なんですよ。住民の事だって。それは積極的にやらないと、法律の先生を集めました、何人集めましたって申し訳ないけどそれは無理なんですって。来た人がじゃあどれだけ今までの労災の認定基準をめぐるやりとりだとかいうのをご存知な人たちですか。メンバーをみればわかるじゃないですか。さっきの多発性骨髄腫だって国が専門検討会を設けてやったやつでも議論して認めたんです。裁判でどれだけの議論がされたと思ってるのか。そのことを知ってる人が委員の中にいますか。いないじゃないか誰も。そんな人に任せとったって意味ないので。もっと言えばあなた方がわからん人だけ集めてええ加減なもんを出してるから進まないんですよ。わかってる人を入れてきちんとした指針を設けて、それでどんどん請求してくださいと。その中で初めて事例っていうのが出てくるんですよ。勝てるか負けるかわからんようなものを一々請求する暇なんかないんだよ被害者は。いけるかもしれないっていう希望があって初めて出してそれで上手くいけばそれがまた拡まるし、駄目なら駄目でそれは1つの。それが判例とか通達になっていくわけですよ。それをまず誰かがやらないと駄目で、被害者が死ぬまで待つんだ今までの国の姿勢は。それじゃあおかしいって話をしてるんです。10年、20年先になるじゃないですか。どんどん人が死ぬみたいな事になったら。それを労働省は当時は請求もないのにきちんとやったから偉かったですねっていう話をしてるわけです。だから文科省はもっとやらんといかんわけですよ。今の状況を見れば。それを言うてるんです。お願いします。5も同じなんです。たぶん質問の意味がわかってないだろうと。安全衛生法、原子炉等規制法なんか散々わかってます。健康管理手帳に法的な根拠はあるんですか、無いんですか。まずそれを教えてください。

岩岡：法的根拠はありません。

川本：ないでしょう。無いからあるようにしろという要求に対して、ちょっとだけかすってるような事を一々説明して、それが回答ですか。根拠を持った制度でやらないと意味がないでしょうっていう事を言ってるんですよ。やさしく言えば、根拠が無いから管轄する役所がなくとも誰も答えていないのが今の現状なんですよ。確かに皆さん行政の人ですから法律があって初めてそれに沿って動いてやるのが仕事ですよ。根拠が無いから管轄がないんですよ。だから誰も答えがないのこれに対して。誰に言えばいいんですか。さっき言った法律のところの部署が集まって対策チームでも作ってやるしかないですよ。あるいは総理大臣がやるのか、内閣がやるのかそこらへんの仕組みは皆さんプロなんだから。法的根拠を持たせなきゃいけないちゅう認識にまず立ってもらいたいんです。事業主団体任せじゃまずいでしょう、どう考えたって。ぜひ積極的にやってください文科省がとりあえず。厚労省にも同じことは言ってます。法的根拠を持たすためにどうすれば良いのか具体的に皆さんの方も考えてください。それが仕事でしょう。お願いします。

岩岡：ご要望がありましたので、どうするかという事だと思いますけれども。関係省庁がまたありますので。いずれにしても要望は承りました。

参加者：放射能を帯びたごみで放射性の廃棄物。この基準はいま二重基準になっているという事について改めてもらいたいという意見です。全国の知事会からも国にそういう質問が来てる事はご存知だと思います。いま各地域でも相当の問題になっています。これまでの原子力関係での法律でのクリアランスレベルというのがあって、これが放射性廃棄物であるけども、放射性廃棄物として扱う必要のないものという事をあえて設定して進められてきたわけです。これは10マイクロシーベルト／毎年というものを基準にして、それに対応するクリアランスレベルとして例えばセシウムであれば100ベクレル／毎キログラムという形で設定をされてきてるわけです。この基準以上であればこれは当然、放射性廃棄物として厳密に取り扱わなければ人間の健康に直ちに係るといふ扱いをしろ、という事で決められてきた制度なんです。ところが今回、こうではなくって突然、1ミリシーベルト／年というものを設定をして、要するに10マイクロシーベルトで言えば100倍のものを設定をして、これに基づいて8000ベクレルだとか10万ベクレルだとかいう事で一般ごみの処理と同じ処理の仕方をやっても良いという扱いをしていると。これは完全な二重基準をあえて設定してるものであると。確かにいま非常に緊急な現状がある。そうしなければいけないという現状があるのはわかります。ただ、この放射能は何年、何十年、何百年という形で人間の健康に被害を与え続ける物質であって、そういう意味では今の緊急性の名の下に人の健康に対して常に被害を与え続ける可能性のあるものを二重の基準でやっても良いという話にはならない。基本的にこれまでの法律に則った基準をもとにしてどういう形で現状を対策してクリアしていけば良いのかの厳密な扱いの基本を踏まえて対策は立てられるべきだであると。そうではなくって二重基準を持ってくるといふ事であれば、これはすさまじい健康被害を全国的に起こす危険性が極めて強いと。そういう意味で、ぜひ二重基準を改める方向性を各省庁において、とりわけ環境省が先頭に立って全国の自治体に対しても強硬的に進めさせようとしているように見受けられるように見えますけれども、各省庁とも二重基準を改めるという方向を検討するようにお願いしたいと思います。

飯田：いま問題になっている廃棄物の二重基準の問題。本来であれば環境省の廃棄物とカリサイクル対策室が所管して、いま声明も出ているようではございますけれども、そこが来ていないので何とも答弁して頂く方がいないわけですけど、こういった問題も提起されているので、それは環境省だけの問題ではないという事で受け止めて頂きたいと思っています。

那須：除染のモデル事業のどこを答えてくださった経産の方にちょっと。本来これは環境省のものでしょうという事で、それを全体を把握して説明してくださったんだと思うんですけど、追加でわかれば教えて頂きたいんですけども。先ほどこのモデル事業は原子力機構への委託だっていう話があって、教育のところでは労働者に対してそういうさまざまな趣旨の教育をしていると。具体的に知りたいのはモデル事業でやられている時に地元の方がアルバイトみたいな形で除去をやっているんですね。実際に地元の人が行ってる話をご本人から聞いたんですけども。モデル事業で除染則ってボランティアも含めて作ってあるけれども、この前の交渉で厚労省から聞いたの

は原則として、まず除染の業者を念頭に置いて作ったんだという話だったんですよ。そのモデル事業なのに、何で地元のアルバイトの人をたくさん使ってやっているんだろう。本来であれば事業者の方がさまざまな事は気が付くだろうと現場サイドで、と思うのに何でそんなやり方をしているのかっていうのが僕はよくわからなくて、そこらへんの経緯みたいな事をご存知だったら教えてください。もう1つ、6の中古車市場の件。これも聞いたかったんですけど、もしかしたら担当じゃないかもしれませんが。ものすごい線量の高い中古車が出回っていて、不安なので全部線量を測っているんです。突然すごい線量の高い車がドンッと来てみんな慌てるというケースが100台に数台ある。その問題を厚労省に法律的なところで言ったら、労働者の安全を守るためにどれが適用になるんだという話を聞いたら、汚染した中古車が出回るのは経産の担当だから経産に聞けっていう話だったんですけどね。彼らの言い分は、ちゃんと汚染された中古車が出回らないようなことを経産でちゃんとやればそういう問題はないはずですよっていう話だったんですよ。そこらへんで具体的にどんな事がこの問題に関して、新聞にも出ているので認識が無いということはないと思うので、どのように対応されているかっていう事をもしご存知であれば教えてください。

布田：ご指摘のありました中古車の関係につきましては私の担当ではないのでお答えはできません。最初にご質問のありました除染のモデル事業の関係ですけれども、どういう人材を使うとか、どういう形で作業を集めて除染をおこなうかにつきましては基本的に実際の事業者が判断をしておこなっているというものでございます。先ほど説明したとおり、そこは放射線の管理に関する考え方をきちんと作りまして、それに基づいて放射線の管理がなされていると考えています。さきほどあった除染則に関してですけれども、基本的には作業の実行線量が年1ミリシーベルトを十分に下回るものにつきましてはボランティア等について対象になると思います。

参加者：除染則の考え方について確認したいんですけども、先ほど6の説明で内部被ばくについては恐れがあるものだけを検査するというお答えだったと思うんですけど。これはもともと放射性物質で汚染されたところを仕方なく除染するという作業でして、恐れのある作業ではないです。私のイメージからすると全員、内部被ばくの検査をおこなって恐れがない人だけやらないくらいの姿勢で取り組んで頂きたいんですけども。要望です。お願いします。

斉藤：言葉足らずになってしまって恐縮ですが一応、内部被ばく検査については定期的にホールボディカウンターの測定を実施するという事と、万が一に内部取り込みが生じた恐れがある場合は測定をおこなうという運用をさせて頂いております。先ほどの説明とかぶるんですけど、内部被ばくの防止措置として防じんマスクとか、あるいはタイベックスーツの着用をしているなど、そういうような運用をしているところでございます。

川本：3の⑤のところをちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、さらに発表されるというお答えだったんですけど。241について。

斉藤：プルトニウム241については現在、分析を実施しておりまして分析結果がまとまり

次第公表をさせてもらう予定で考えております。

川本：それはいつくらいになるとかそういうのは何かわかりますか。

齊藤：4月以降くらいになると伺っておりますが、分析官にお任せしていますので〇〇〇〇と  
ころであります。

川本：わかりました。

飯田：ちょっと除染に関して。実際問題として現在、事業者に委託をしてやっているというわけ  
ですけれども、事前の教育ですとか、そういった事についてどの程度やっておられるのか、そこ  
をきちっと見ておられるのか、具体的にもう少し今やっている範囲でお答え頂かないと。やっ  
てますっていうのは良いんですけども、今どのような形でそれがおこなわれているかという事を  
もう少し具体的に説明してください。

布田：除染業務に関する教育につきましては、除染電離則の第19条の第1項に定められていると  
理解していますが実際、事業者が除染作業をするにあたりまして放射線管理計画書というものを  
作成しています。その中に実際に除染作業に従事する者につきましては、先ほどご説明した項目  
の教育内容をすると定められておりまして、それに基づいて事業者が教育をおこなっていると理  
解しています。

飯田：教育をするっていうのはわかっていますけど、それが実際にどのようにされているかとい  
うところまで見てるんですか。モデル事業なんだから手抜きができない事はわかっているんです  
けれど、事業者の方も。ですから、推進室としてもそこはどのような風におこなっているかとい  
う事については実際に現地・現物をみて理解されているんでしょうか。

布田：実際、国から担当者が行って確認をしているという事はございませんが、さきほど言いま  
した管理計画書によりますと、各項目について1時間から3時間かけて全体で7時間くらい教育  
の時間を取っているようでございますけれども、除染の作業事業者に対してはそれくらいの時間  
をかけて教育をしていると理解しております。

那須：原発の場合は労働者への教育に関しては民間の事業者でやってるからうちはタッチでき  
ないんだと。どういう中身の教材を使っているのか見せてくれっていうのも、それはできません  
っていう回答が今まで来てるんですけど、これは国によるモデル事業ですから。原子力機構って  
独法ですよ。そこに委託してるわけで、どういう教材を使ってどんな中身でやってるのかわか  
らないのを国が把握しないっていうのも変な話ですよ。その教材っていうのはご覧になってるん  
ですか。

布田：教材は見ておりませんが、教育につきましては法令に基づいてやるようになっておりま

すので、各事業者ごとでやられていると理解しています。

那須：その法令に基づいて事業者が判断して内容は決めてるっていう事ですね。その内容についてはタッチをしていないと。法令の中身で事業者が判断して内容を決めてるっていう事ですね。

布田：具体的な中身については、新チームとしてはタッチはしておりません。

那須：例えば委託する時の仕様書とかにも別にそういう事は書いていないわけですか。

布田：委託の仕様書が手元にごさいませんが、個別具体的な教育の際にどのような教材を使うべきとか、そういうものは書いていないと理解しています。

那須：可能性で良いんですけども、こちらで実際に使われた教材をみたいという要請をしたら、それは可能なんですかね。国による事業なんだから。しかも委託先が独法でしょう？それは見せてもらえますよね、きっとね。

布田：それは事業者がおこなっている事ですので、事業者の判断になると思います。

参加者：国の管理でやってるんでしょう。

飯田：環境省が除染講習会っていうのをやってますよね。3月にもやって、飯田橋に420名を集めてやってますし。全国でもやってるはずなんですけれども、それとの関連でまああれは事業者がほとんどだと思うんですね。実際問題、これから除染事業に入っていこうという事業者がほとんどだと思うんですけど。今やっておられるモデル事業の中で事業者に発注してやっていると思うんですが、その中身も含めて把握されていないんですか。

布田：個別具体的な中身については支援チームではタッチしていないという事です。実際に環境省が実施しているのであれば、環境省が把握しているかどうかっていうのはわかります。ただ支援チームとして環境省が実施している教育内容についてはタッチはしていません。

飯田：支援チームの方としてはどういう構成で作られているんでしょうか。

布田：支援チームというのは、除染の関係の法律が施行されたのが今年の1月1日になります。ただ除染作業というのは緊急に実施する必要がある事から昨年8月26日に除染の緊急実施方針というものを原子力災害対策本部決定いたしました。法律の施行につきましては緊急実施基本方針に基づきまして除染を実施してきたと。そういう位置づけです。緊急実施基本方針の中で高線量域の除染の実証試験をおこなうという事が明記されておりまして、内閣府の支援チームで除染のモデル実証事業を実施しているというものでございます。

齊藤（参）：除染作業というのは原発の中にしる東電の中にしる、外の部分はちょっと違うかもわかりませんが、原発の中の除染というのは7項目あるんですよ。パンフレットがあるんですよ、きっちりした。除染の方法・手順がみな書いてあるんです。原発の中に入る場合でも先にスライドをみて、安全管理責任者が教育をして、それで皆が納得して中に入って行くわけです。いま東京電力は中でしてるんですか。防護服を着て、こういう手順でやりなさいよという事を説明していますか。若い人たちが入ってる。これから先どうするんですか。きっちりやってほしいです。

西中：フリージャーナリストの西中と申します。支援チームができた経緯について話があったのでその事でお伺いしたいんですが、内閣府で除染の支援チームの方で実証事業を始め、警戒区域の8町村の役場の除染等も二葉町以外はやっていると思うんですが、それ以外に環境省の方で自衛隊が避難地域の役場の除染もやったと思うんですね。実証事業の方は2200億円の予算を付けてやったと思うんですが、環境省でやった双葉地方の役場の除染と内閣府でやった実証事業というのがどういう風に正確なもので、どういう風に違うのかっていう事を説明して頂きたいんですけど。

布田：内閣府の支援チームで実施しております除染のモデル実証事業につきましては先ほど2200億とおっしゃられましたけども、その2200億を全部使っているわけではなくて、約100億円の予算をかけて実施しているものでございます。実証試験の方につきましては高線量域、20ミリシーベルトを超える地域につきましては国の責任で除染をおこなうという事になっています。その関係もございまして、20ミリシーベルトを超えた地域についてどのような手法を取れば効果的な除染を実施できるかを実証するためにおこなっているのは内閣府が実施しているモデル事業でございます。自衛隊が実施した環境省を中心におこなった役場の除染につきまして詳しいことは環境省にお聞き頂きたいと思いますが、我々が聞いているのは環境省が4月以降に本格的な除染を実施するときに拠点となる所一役場になると思うんですけど一の除染を優先させたいという事から自衛隊の方にご協力を頂いて実施したと聞いております。

飯田：今日は環境省の方が来ていないのでそれ以上は話が進まないんですが、2時15分になりましたけども最後に皆さんの方で。

齊藤（参）：これ30年前の放射線管理手帳です。この当時は通産省が管轄していたんです。この中にきっちりそう言ったものを、除染作業もみな書いとるんですよ。安全項目というのが7項目。私も2時間受けています。いま現場で働いている人。福島を除染作業をしてる人。こういう人たちもこういうの持ってるんですか。これは元請でみんな発行してもらったんですよ。この中にきっちり記録してあげないと、なんぼ線量が少ないからといってもこれを皆さんに渡すべきではないかと思えます。

建部：労災補償と賠償のところでも中間指針の問題なんですけども、被ばくによるリスクっていう事は認められますよね。リスクがあるっていう事は。放射線被ばくすれば白血病に限らないんですけども、色んな病気になると。最悪の場合は死亡するというリスク。たくさんの方がいればそ



の中の誰かが被害を受けるっていう事は認められますよね。数字的な事は別ですけども。

瀬戸：リスク自体への賠償というのは、

建部：いやいや、リスクがあるっていう事は認めますよね。私が言いたいのはその上で、この指針でやっていった時に今度の事故で何百万人もの人が青い汚染地帯に住んでるわけですよね。たぶん400万人とかそんな規模になります。もっと広くすれば、もっともっとたくさんになりますけどね。その人たちがいくらか被ばくするわけで、じゃあその中で誰も認められなかったとしたらおかしいでしょう。だから逆に言えば実際に認められるような制度を作らないと駄目なんです。今までの指針の考えはそういう事を全然、検討していないと思いますよ。実際に認められる制度を作ってください。持ち帰ってもらって今後の考え方の中に入れておいてもらいたいと思います。

飯田：それはぜひ検討して頂くという事でお願いします。じゃあ時間になりましたので今日の意見の交換会は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。次に厚生労働省の皆さんとの意見の交換になります。

(省庁入れ替え)

飯田：お忙しいところ今日もご出席いただきましてありがとうございます。そうしましたら厚労省ならびに経産省の方との被ばく労働問題についての意見の交換を始めていきたいと思います。第2部という事で、最初に6の経産省の担当者の方からご回答を頂きます。6の⑥の除染管理の被ばく管理についての高線量の中古車の取り扱いについて経産省の方からご回答を頂いて、次に厚労省の方からご回答いただくという事にします。

松野：経済産業省自動車課の松本と申します。これは色々な場合があるかと思いますが、実際に中古車の販売の現場でまさに車を取り扱われる皆さんがおられるという事でございまして、福島のディーラーさんの現場でございまして、色々な現場によって対応が異なっているのだと思いますけれども、車を取り扱う際にいったいどのようなやり方をすればいいのかという事で除染のやり方の相談がありました。これは原子力対策本部や被災者支援チームとも相談しまして、除染のやり方についてマニュアルみたいなものの整理をさせて頂きました。その中でどこをどう取ったらきれいに、かつ安全に除染ができるかといったような事をご説明しているようなことになっております。そういったものを踏まえまして各現場におかれましては検査かつ除染という事をされる場合はそういう事をご参考にして頂いて取り扱って頂いていると承知しております。

安井：先ほど経産省からご答弁がありましたとおり、もともと原災本部で持ち出しの時に持ち出し基準を定めてそれを確認の上、外に出しているという事でございまして今回、そういったご指摘のような点がもしあったとすれば持ち出しの時の検査の不備であるだろうと我々としては考え

ています。一般的に放射性物質が高いという事ではなくて、業態としてこういう風に高いという事でもございませんので、むしろ職業被ばくというよりは公衆被ばく、他の人も含めて被ばくするような状態という事になってあろうと思います。また被ばくの原因が元々事業主にないという事もございますので、いわゆる労働法の枠組みで対応するのはかなり難しいと考えています。こういった市場に流通する物品につきましては流通を所管する官庁において〇〇〇〇をおこなうというのが通常の手続きでございますので、今は経産省さんの方で取り組まれているという認識をしております。

那須：経産の方にお伺いしたいんですけど、いま販売の現場って言われてましたよね。流通させる時に販売に直接携わる人がこういう除染の仕方をしてくださいというマニュアルを作ってそれを業者のあいだに周知したという事なんですよね。でもそれは逆に言うと、そういう業種の人にしか言っていないという事ですよ。僕らが一番訴えで聞いているのは、運送関係で取り扱っているところなんです。輸送中に怖いので測ってみると、100台に数台くらいポツと高いのが出てくると。みんなで扱うのはあれなんで、その担当を決めて常に全部を測るようにしているという現実があるんです。厚労省の方からはそれは経産の不備なんだと。だから流通させる側の方で対応すべきだという話なんですけど、実際にそういう事が起こって新聞にも載っていますよね。ですから厚労省的に言えば、経産の不備が厳然としてあるわけです。そこらへんをどうするのかというところを聞かせてください。

松野：そういう意味では色々報道もされておりますけども、ここにも書いて頂いていますが、港の所で輸出をされる際に検査をしてみたら高かったという事例が見つかっていて、港湾労働者の方々からの声があがっていると思うんですけども。港湾の関係者さんからは自分たちが扱う前の段階でしっかりと検査なり除染なりをやってくれないと困るというお話をされていて、我々が実際に所管をしておりますのは輸出業者さん。港湾の方々へお渡しするのは輸出業者さんですから。そうすると我々も輸出業者さんに対してしっかりと検査なり除染なりをしてから港湾の方に持ってくるようにと。こういうお話を港湾労働者さんの方から声が上がりました。しっかりと検査なり除染なりをしてから港湾の方にお渡しをされないで港湾の方々はその受け取らないとおっしゃっていましたので、そこは適切な措置を講じてから取り引をして頂くという事で業者さんをお願いをしています。

那須：やってねって言ったってそこから漏れるのがいっぱいあるからそんな風にたくさん出てきているわけで、逆に出さないためにはそれが元々どこから来たのかを追っかけて、それこそ直接指導するなり罰則を設けるくらいの事をしないと止まらないと思うんですけど、そんな通り一遍等な願いしますみたいな話をしたって駄目なことははっきりしてるわけで、そこらへんの事をやるつもりはありますか。

松野：実際、比較的高い線量が出ているようなものもございますので、そういうものが福島原発の事故で出てきたものという事なので、それはしっかりと除染するなり検査をするなり、そのままにしておく危険なものは回収をしないとイケませんので、それはいま東京電力さんの方と一

緒にやって対応するように取り組みをしています。

那須：線量が高い車が出てきたら回収するというのを東電と一緒にやっている？

松野：そうですね。回収もしていかないと当然、危ないというようなものについてはそういう対応をしていかないといけないと思いますので。いまそれを一緒に検討していると。

那須：検討していると。

松野：はい。

那須：じゃあ具体的には例えばいくつくらいのをどこへ持っていくみたいなそこまではあれしてない。検討していると。車っていうのは車体番号が付いてるわけで、どういうルートで来たかっていうのは押さえられるはずだと僕は思うんですけども。検査から漏れてるって、途中でやってねって言ったのをやってなかったわけでしょう、途中の業者が。それに関して追っかけて指導するみたいな事は考えてないんですか。

松野：指導とかどの段階でどうやるかっていうのは色んなやり方があるとは思いますが、実際に流通して行って危ない、世の中に出回ってしまう事がないようにそれをどのようにやるかっていう。どこでどう押さえるかっていう事だと思いますので、指導と言いますか、しっかり検査なり除染なりをするという事をできる限りと。そういう事だとは思いますがけれども。

那須：個別に業者には特にしないって事なのね。出てきたそのものには対応するけれどもっていう事なのね。

松野：そうですね今のところ業者に対して、どこでどうやるのが一番効果的かっていう事だと思いますので、今のところそういう方針であるという風には思っています。

那須：わかりました。あんまりこれを言っても仕様がなくて、これは別途、実際に現場の人たちと一緒にやろうと思います。厚労省に伺いたいのは、いまの労働法の枠組みでは対応は難しいと言われましたよね。いまの労働法の枠組みではこういう形で働いている人が高線量の自動車に直面して労働安全上どうするのかという件に関しては、労働法上の枠組みとしては難しいと。

安井：どれくらいの頻度で、またどれくらいのものとして流れてくるのかっていうのは事業主で知れるのは非常に難しいと。それから、そういったものが流れてくる責任が個々の事業主にまったくないので、事業主に罰則を付けて科して、義務を課すというのはかなり困難だと思っています。もちろん後は経産省さんとの連携もあるとは思いますが、そういう一般論はあると思います。

那須：今ある電離則なり、除染則なりで対応しきれない領域だという事でよろしいですか。

安井：電離則も除染則もこういった状態を想定して作られておりません。

那須：できればそういう事が現実にあるので、それに対応しうるものを検討をぜひお願いしたいと思えます。

飯田：では6については区切りをつけまして、1から厚生労働省のご担当者の方から順次、ご回答を頂きながら一通り終わった段階で意見交換をさせて頂きたいと思えます。

片野：厚生労働省労働衛生課の片野と申します。冒頭、一言。本日、3時45分までご対応させて頂きます。要請事項の分量が非常に多く、我々も過去最大の人数で手厚く対応させて頂いております。ただ回答させて頂くにあたりまして、くれぐれもこれから申し上げる点にご留意頂きたいと思えます。まず時間を厳守願います。本日、我々もこの後予定がタイトに入ってます。15時45分に終わらないと他の方にも迷惑がかかるという事情がございますので、時間を越えたやりとりは途中で退席する場合があります。あらかじめご了承をお願いします。次に紳士的な対応をぜひお願い致します。ご理解頂いていると思えますが、陳情はご意見を伺う場でございます。自分の意見を押し付けるとか職員をつるし上げるとか、そういう場ではないと重々承知頂いていると思えます。

(複数の参加者から声が上がる)

阿部とも子事務所秘書：官房総務課と全部話をしていますから、だからそういう事は今ここで言わないで。事前に全部やってるんだから、やりとりして。他の省庁も同じだけ。

片野：じゃあ1つ申し上げます。我々が〇〇にない事があった場合にはその場で退席させて頂きます。よろしくお願います。もう1つ。録音させて頂きますので、くれぐれもよろしくお願います。1から申し上げます。原発の事故によりまして国民の生命・身体が脅かされるような事態が生じた中で、被害の拡大を防いで国民の生命等を守るといった利益がございます。あるいは事態の収拾にあたる作業員の生命・健康を守るといった利益もあると。こういったバランスの中で必要最小限の被ばくとなるように留意しつつ、事故収束のためになすべき事を十分におこなって頂いたと。そういう貢献があったという認識をしております。2に移らせて頂きます。①、②まとめてご回答を差し上げます。労働基準行政、これは政・労・使の合意のもとに進めるべきものである事は言うまでもありませんけれども当省としては当然、労使の意見を幅広く聴取をした上で政・労・使で合意できるような内容で規制をおこなっています。こういった発言は我々の言葉尻を捕まえたものですが、当省が労使の意見を幅広く聞いている中で得た意見を一部ご紹介させて頂いたものでございます。③に移らせて頂きます。これも緊急作業の具体的な内容を明らかにするという事でございますが、過去に何度もお伝えはした内容ではありますが、繰り返しもう一度お答えを申し上げます。電離則上放射性物質が多量に漏れるといった事故によりまして、労働者が15ミリシーベルトを越える実効線量を受ける恐れがあって、それによって労働者の健康

障害を防止するための応急の作業が必要だ。こういうものを緊急作業という風に定義をしております。その中でも特に福島第一原発におきまして緊急事態宣言が発令されてから解除されるまでの間、特にやむを得ず緊急作業については上限を 250 ミリシーベルトに引き上げたというのはご案内のことだと承知しております。特にやむを得ずというのは、事故の制御、即時かつ緊急の救済作業をおこなう事がやむを得ない場合としております。具体的な作業は当然そのために福島第一原発の収束が必要ですので、収束のために敷地内に立ち入る必要がある作業すべてという事です。もちろん要件としましては 15 ミリシーベルトを越える実効線量を受ける恐れがある。あるいは事故の制御というものがございましてステップ 2 完了した現在、完了後の作業に適用されていない事は言うまでもないことだと考えております。3 の①に移らせて頂きます。被ばく労働の情報開示についてでございます。ご要請の趣旨が不明な部分もございまして、当省としては企業から得た個別の情報というのは開示できないスタンスです。もし東京電力等に、この語尾ですけれども、明らかにさせるという事ですので、東京電力などに対して働きかけて明らかにさせるという趣旨でございまして、これは行所管であります経済産業省に要望して頂きたいと思っております。②でございまして、本日は多い人間が対応している中でも回答すべき人間が参加できないという事情もありますので、ここはメモを代読という形にさせていただきます。これに対するお答えでもしかすると回答が十分できない部分もあるかと思っておりますが、それはご了承ください。②でございまして、この文書につきましては情報公開法に基づく開示請求に対して個人情報あるいは法人情報のうち、法に規定する不開示情報が記載されている部分を不開示として、その他の部分を開示というものにして頂いております。この開示決定に関しては既に開示請求された方から異議申し立てがなされております。現在、情報公開法に基づいて情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしているところです。我々としては同審査会からの答申、その判断というのを待って、答申に従って対応することを予定しております。

松本：③でございまして、労働災害の関係でございまして。休業 4 日以上労働災害につきましては所轄労働監督署へ労働者死傷病報告というものを提出することが義務付けられておりますので、福島第一原発における労働災害の発生状況については所轄の富岡労働基準監督署の方で把握の上、必要に応じて事業者に対して指導をおこなうなど適切に対応していると認識しております。なお平成 23 年福島第一原発構内の工事で発生した件数、これは休業 4 日以上でございまして 6 件と聞いています。④でございまして、これは除染の関係の災害ですが、これについても所轄の労働基準監督署に休業 4 日以上災害については労働者死傷病報告の義務付けがされておりますので、所轄の労働基準監督署それぞれにおいて発生状況を把握の上、必要に応じて事業者に対して指導をおこなうなど適切に対応していると認識しております。1つ飛びまして⑥でございまして、高線量作業がどのようなものか明らかにするようという事でございまして、特定高線量作業とは原子炉の冷却のための注水施設汚水処理設備などの機能維持に関する作業などのこととございまして、電離則で定める通常の緊急作業の上限である 100 ミリシーベルトの被ばく限度が適応される作業です。また作業届についてステップ 2 完了後も提出させているのかという事ですが、これについては富岡労働基準監督署にステップ 2 完了後も東電ですとか元方に出さして事前に被ばく低減措置の確認・指導をおこなっております。作業届の内容とかについて立ち入りをおこなって十分に確認をするべきではないかといったご意見でございまして、福島第一原

発に対する立ち入り調査につきましては定期的に実施しています。その中で被ばく線量管理ですとか健康管理の状況、作業届の提出があった現場を実地に確認などをしています。今年の1月まで6回から7回の立ち入りを実施してまして、労働安全衛生法違反などが認められた場合には是正勧告などをおこなっております。

片野：続いて4の⑥を回答申し上げます。判例タイムズご紹介を頂いてますけれども、内容については資料がないのでお答えが難しいです。ただ法務省の見解である記載内容というのは一面で尊重すべきものでありますけれども、かと言って法務省の見解に我々の施策が左右されるというものでもございません。この見解をもとに厚生労働省が行政運営にあたるという事は肯定も否定もしません。できないという事です。5の②をご回答申し上げます。健康管理と教育についてのところですが、ここも担当者不在のため代読という事で回答させていただきます。②は専門家検討会などの場におきまして通常の放射線業務の被ばく限度を超えた労働者への長期的な健康管理の必要性が認められたというところでございます。あくまでも検討会でそういうものは認められていて、放射線業務に従事する労働者全体を健康管理手帳の対象とする事について特段の指摘というのはございませんでした。といった事から〇〇の内容について現時点での補充ということは考えていません。もちろん、引き続きバックデータとなるような医学的知見の収集等といったものには努めていきたいと考えております。放射線業務というのは従来から電離則に基づいて個人の被ばくを主要とする管理をおこなっています。引き続き、まずは法令に基づいて被ばく管理をきっちりやるという事が一もちろん事後措置をないがしろにするというわけではありませんが一重要であると考えています。

安井：6の①でございます。除染則の基本的考え方を示すようにという事でございますが、まず既存の電離則は計画的被ばく状況。これは原発とかX線照射装置のように線源が管理されている状態を前提に制定をされております。現在の除染などをおこなわれているような場合は現存被ばく状況という事でございまして、これは線源が点在していて管理されていない状態となっております。こういった除染作業については電離則は適用されていません。こういった事を踏まえまして、除染作業に対して現存被ばく状況における除染作業における安全管理の基準ということで新しい規則を制定したということです。周知の方向につきましては特別教育というのを今回は義務付けておりますけれども、そのテキストをホームページで公開しています。各労働局におきまして特別教育の内容に関する講習会をおこなっています。また、環境省も併せておこなっています。都道府県労働局単独で6000人の方に受講を頂き、代表者の方に受講いただきますので、それを持ち帰って頂いて伝達教育をしていただくという事にしています。それから実技に関しましてはビデオを作成しましてYouTubeで公開しています。これを観て頂いた上で後は実機を使った実技教育をそれぞれの事業主でおこなっていただくという事です。あとは各種防災団体によりまして特別教育、これは有料の募集でございますけれども、実技を含む募集が非常に多数の開催をされています。事業所向け、労働者向けのパンフレットを10万部ずつ作成しております。都道府県労働局・監督署を通じて年内発行する準備をしています。6の②ですが、平均空間線量2.5マイクロシーベルト以下でも個人線量計を配布して線量管理を徹底させるよう指導するようという事でございますが、除染電離則につきましては2.5マイクロシーベルトを超える地域では個

人線量計による管理を義務付けておりまして、0.23 マイクロシーベルトから 2.5 マイクロシーベルトの地域におきましては簡易な線量管理を認めています。これは 0.23 マイクロから 2.5 マイクロの地域における被ばく線量は従来の電離則の管理区域の基準である年間 5 ミリを超える事が想定されないこと、〇〇が極めて広域であること、一般住民の方と混在して作業する場合は想定されるということを踏まえまして、専門家の検討会におきまして個人線量計の使用は必ずしも必要ないという判断をされたことを踏まえて規定しています。

松本：空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト以下の作業届義務はないところも立ち入りをおこなうように、そういった指示をするようにという事でございますけれども、除染の作業現場の把握につきましては監督署に提出のあった作業届のみならず、除染の措置というものは国ですとか都道府県ですとか市町村が発注者になりますので、都道府県労働局ですとか監督署が都道府県としっかり連携を図って必要な情報を取って作業現場を把握するようにといった指示を既に都道府県労働局にしております。また、把握した作業現場に対する立ち入り調査につきましては作業届があったものについては作業届の内容。無いものについては市町村からの情報ですとか、その他さまざまな情報から問題のある現場を選定して立ち入りの対象としておこなうように、そういった指示を既に都道府県労働局にしています。

片野：④の健康診断の話です。担当が不在ですので代読させていただきます。除染電離則において被ばく線量が年間 5 ミリシーベルト以下、空間線量率で言えば 2.5 マイクロシーベルト/h ですが、これ以下の場合は被ばく歴の有無以外の健康診断の項目をカットしていますが、これは従来の電離則の規定と同じようにしているものです。もちろん無条件にというわけではなく、医師がこれはやるべきなんだと判断をした場合には当然やるというのは 20 条の 2 項をご覧いただければわかるかと思えます。なお近年ですけれども、ICRP 勧告あるいは放射線審議会の議論でもここは非常に問題になりまして、そもそも健康診断なんかいらぬという意見があります。我々はそんなに屈するつもりはありませんけれども、まずは健康管理を徹底して線量が適切に管理されている場合に一律の検診をおこなうべきでないという考えもあるというのは承知しています。

安井：6 の⑤、これは環境省さんがおこなっている除染モデル事業についてどういう事を把握しているかということでございますが、除染モデル事業というのは除染電離則の対象となるという事業でございますので、線量管理の方法など除染電離則に沿ったものになるように発注事業所などで明記して頂いていると承知しています。詳細な内容につきましては我々はまだ報告を受けておりませんが、いま取りまとめ中という事でございまして 3 月 26 日に報告会を環境省は主催すると聞いています。

飯田：じゃあ補償関係について前に戻ってご回答いただくという事になりますかね。

沖田：厚生労働省補償課の沖田と申します。よろしくお願ひします。3 の③および④で頂きました収束作業中のお話と放射性物質の除去作業について回答させていただきます。まず収束作業中における件数のご報告になりますけれども、個別案件につきましてはお答えできませんので労災

請求の件数のみお答えします。労災請求された件数としましては平成 24 年 2 月末日現在で 35 件になっています。次に④の放射性物質の除去作業についてですが、こちらにつきましては現在、放射性物質に関する労災情報については件数は把握していない状況です。

板垣：労災補償の 4 の①につきまして回答させていただきます。厚生労働省補償課の板垣と言います。よろしく申し上げます。東京電力福島第一原発で働く方々に対しましては、これまでも安全衛生教育の場における労災保険制度の周知や J ビレッジにおけるポスターの掲示、リーフレットの備え付け等の取り組みをおこなってきました。今後、個々にデータベースに関する通知をおこなう機会を活用して電離放射線障害の労災認定に関する文書を送付したいと考えています。その他の原発で働く方々に対する周知は、他の有害因子による疾病に関する周知状況、他の施策との均衡、予算上の制約等から原発内で働く労働者全員に対するパンフレットの配布は困難であると考えておりまして、他に効果的な周知方法がないか検討してまいりたいと思います。続いて 4 の⑤をご回答させていただきます。疾病に関する認定基準でございますが、一般に有害因子と疾病の発症に関して確立しました医学的知見があり、業務起因性を認める要素を集約しまして基準ができる場合には策定しているという事でございます。低線量の放射線被ばくとがん等の晩発性の疾病の発症に付きましての医学的な知見は認定基準が策定しうる程度に明らかになっていないと考えております。そのため現時点で認定基準を策定する事は困難でありまして、個別に業務と疾病との因果関係を検討し判断しているところです。一方、個別事案の検討におきましては当該疾病に関する医学文献等を収集の上、医学専門家による検討会の検討を経て結論が出ていますが、これまでもその検討において文献等の経過等も含めまして当該疾病についての労災認定にあたっての考え方をまとめたものは公開してきました。現在、大腸がん・胃がん・食道がんの個別事案につきましては疫学調査などの医学文献等を収集して検討していますが、並行して労災認定の考え方を取りまとめるための検討もおこなっています。考え方のまとめは個別事案の検討の一環としておこなわれていまして、検討過程を公開することはできないと考えております。

飯田：一通り回答して頂きました。事前に 4 の④については回答致しかねるというご意見も頂いていたので、これについてはまたやり取りの中で触れられれば触れていきたいと思っております。皆さんからご質問・ご意見を出して頂きたいと思っております。

西田：神奈川労災職業病センターの西田と言います。6 の除染作業についての①なのですが、基本的に電離則と比べて考え方は同じという事で、ただこれは管理ができるかということで管理区域の設定ができるかどうかということと、現存被ばく状況という違いだとお伺いしたんですが、仮に除染則作業をやったとき高濃度なホットスポットがあったときに事故が起きる。そういう場合は除染則では想定されてないですね。そういう場合は電離則の考え方に基づいて対応するのかがどうかっていう事ですね。それをちょっとお伺いしたい。

安井：除染則の中でも高濃度の汚染あるいは被ばくがあった場合の措置というのは書き込まれていますので、除染則で対応する形になっています。



西田：電離則では事故があったときの退避だとか、報告しなきゃいけないとか、医師の診察とか細かく規定があるんですけど、除染則にはないですね。電離則があったものが電離則にはないという現状の中では電離則の考え方に従って対応するというお考えでしょうか。

安井：まず医師の診察は規定がございます。

西田：それはわかっています。

安井：あと、退避等につきましては実体論として一定の高濃度のところには個人線量計を必ず付けておりますので、いわゆる AP というのを付けておまして、その数値を決めながらという事になります。条文をみて頂ければわかりますけど、事前調査した上で計画を立てると。その計画を立てるときに予想被ばく線量を立てて、それを越えないように管理するっていう事になってますので、当日の限度を越えた被ばくが出た段階で作業は中止するという対応になると。

西田：基本的には電離則の考え方に従ってやるという事ですよ。よく検討して頂ければわかるんですが、除染則ではかなりそういうところの規定が省かれてるんですよ。あるいは想定されていないところがあるので、そこはよく検討して頂いて事故が起きたときに対応するという事をやってほしいと思います。②にいけますが、さきほどの回答で広域であるとか線量が低いとかで個人線量計は必要ないという回答なんですけど、基本的には必要があるということで良いんですよね。ただ除染則の対象職場は現存被ばく状況というような広域的なところであって、しかもどこにホットスポットがあるかわからないような状況の中では 1 人ひとりに個人線量計を配布するのは難しいという事はわかりますけども、これは事業者あるいは作業する人によっては個人線量計を付けても良いわけですよ。線量計を付けて線量管理をした状態で除染作業をするのはより望ましいわけでしょう？そういう指導はできますよね。各労働基準監督署で。

安井：0.23 から 2.5 マイクロシーベルトの地域においても個人線量管理は必要です。代表者測定をしたとしてもそれを全員が同じ被ばくをしたと割り振った上で、個別の線量管理はやっていきます。それから個人線量計を付けることはもちろん排除されていない。当たり前ですけど。付けて頂いても構いません。望ましいという事を指導できるかということですが、先ほど申し上げましたように専門家の検討会において個人線量計の使用が必ずしも必要ないという判断でございますので、望ましいという行政指導をするという事になりますと実体論として指導するという事になりますので、その専門家の検討会の判断に必ずしも合致しないという事もございますので、我々としては簡易な線量計でも可能であるという指導をしております。

西田：線量計が必要であると。必要ではないという事ではなくて、必要であるという考え方に専門家検討委員会も立っているわけで、ただ色んな条件があるからという事なんでね。そこはぜひ指導してほしいと思います。電離則の適用なんですけど、いわゆる清掃工場だとか下水処理施設でも例えば東京都は特別に放射線障害防止規則を作って線量計を個人配布するとか、あるいは定期的に測定するという事をやってるわけですから、そういう情報を取り入

れながら指導してほしいという風に思います。③ですが、市町村と連携してやっていくという事なんです、監督署には一定線量以上のものは届出義務があるんですが、問題は周辺汚染した場合があり得るわけです。これは環境省さんの管轄になるわけですが、そこで出ているいわゆる放射性物質環境汚染の特措法っていうのがありますよね。これで特別除染地域だとか指定してるわけですけども、この法律の中には届出義務がないわけです。それはご存知ですか。

松本：汚染状況重点調査地域であれば市町村が計画を作りますので、その計画の中である程度どういう、

西田：それはそうなんだけどね、作業を実施する課と大気汚染防止法は違うわけでしょう。周辺汚染を防止する課と違うわけだから。除去工事を実施するところで課が違うわけだから、そこは区別をして本来なら特措法の中で届出義務を設けるべきだったんですよ。残念ながら今はないわけです。法律的に言うと、各労働基準監督署に届出義務のあるっていう事は法律上義務付けられているわけけども、特措法にはないわけですから。そこらへんの問題があるわけで、そうすると監督署の負担がすごく問題になるという事があって、現状の体制であちこち除染やりますよね、これから。できるのかどうか、立ち入りも含めて。その辺をお伺いしたいんです。

松本：全ての現場を回るのは難しいと思います。先ほどご説明させて頂いたように、あらゆる情報から問題のある現場を選定してやるようにと。そういう指示を労働局を通じてしておりますので、そういった上でできるだけ市町村とか業界であったりとか、そういったところから情報を取って進めてもらうと考えています。

西田：それはもう事務連絡で出ているのでしょうか。

松本：3月2日に局長通達で除染等業務における安全衛生対策の推進についてという事で局長通達で指示してます。

西田：それはホームページに出ていますか？

松本：除染のところには出てないんですけど、厚生労働省の通知ですとか法令を載せさせて頂いているページがあるので、そこには載っています。

西田：その通知と同時に、それをきちっと実効するような体制を作らなきゃいけない。かつ被災地は監督署自体が大変なんでね。それは本省の方から応援部隊を出すとか、あるいは各労働局から支援を頼むとか。そういう体制を作らないと無理ですよ。そういう事はされてるんですか。

松本：現段階では応援を出したりとか、そういった事はしておりません。

西田：これからそういう事が問題に、

松本：もし、1つの監督署で回らないとか、そういう事態が仮にあればそういったことも検討していくと思いますが、現段階ではそののこのことについて明確にお答えすることはできません。

西田：ぜひそういう事も想定をして体制作りを今からしてほしいです。

松本：監督署の事をご心配頂いてありがとうございます。

鈴木：神奈川県労働安全衛生センターの鈴木です。除染作業に関する関連なんですが、6の②のところ。全労働者に配布ではなくて代表者の計測で済ませるといふところなんですが、この間にわかったのは放射性物質の飛散の歩合というのは均一に拡散するのではなくて、その時々のお気象条件、あるいは地形によってかなりバラつきのある汚染状況というのがわかったと思うんですが、ここでいう平均空間線量が平均での空間線量は2.5マイクロシーベルト。これは計測した地点での平均でしかないんで、その中での作業は所々によっては2.5マイクロシーベルト以上の作業場所というのが局所的に高濃度の汚染されている場所というのが多々あると想定されると思うんです。そういう状況の中でも個人に線量計を持って、その方の被ばくを管理させるといふ事ではなくて代表者の線量だけを測れば良いといふのは、作業にあたるそれぞれの方の線量の把握といふのが不十分であると考えますので、代表者の測定ではなくて作業する方それぞれの保持と把握に努めるべきだと考えます。3の④なんですが、把握されていないというお答えだと思うんですが、きちんと本省でも把握して今後の労働者の安全衛生対策に努めるべく、把握をきちんとするべきだと思いますので、把握状況をきちんとやって頂きたいと思います。

斉藤（参）：6の①ですけど、いま東京電力の中で皆さん白い防護服を着てますね。あの防護服は使い捨てですか。

安井：使い捨てです。

斉藤（参）：防護服の下にはどういふシャツを着ているんですか。

安井：気候によりますけれども、長袖は最低限着て頂くようにしております。普通の服を着てからタイベックを着るのが原則です。下には普通の服を着てます。

斉藤（参）：パンツなんかどんなんですか。

安井：普通の服です。

斉藤（参）：原発の中いふのはね、僕は敦賀原発ですけど、あの中で作業する場合は肌着もパンツも全て履き替えて入るんですよ。作業するのに。定検のときも稼働中も。あそこはまして爆発してものごく線量が高いと。あと3号機、2号機、内部の様子はさっぱりわかりません。配管な

んか全然出てこないのわからないんですけど、そういう状態の中で普通だったら防護マスク、あれは毎日同じものを付けとるんですか。

安井：マスクは毎回、回収してフィルターを取り替えて洗浄した上で翌日は新しいのを付けています。

斉藤（参）：除染の方は良いですけど、もう 1 つは線量計についてですけど、線量計はどんな線量計を使っているんですか。

安井：それはどういった場合の。色んな状況によって色んな線量計を使い分けているんですけど。

斉藤（参）：フィルムバッジというのご存知ですか。今はガラスバッジ。

安井：今はガラスバッジですね。

斉藤（参）：あのガラスバッジはどういう放射線が測れるんですか。

安井：ガラスバッジはそれぞれの種類によりますので、基本的にはアルファもベータもガンマも測れます。中性子も測れます。

斉藤（参）：なんでそんな事を聞くかというのと、テクノいう、要するに各企業に、日本原電、関西電力、大飯原発、高浜原発にガラスバッジを提供してるんです。だけど中身はみんなバラバラだと。医者を使うのは中性子とアルファ線は入ってないんです。フィルムバッジ以外にどういうバッジを付けて線量を測定しているか。そして最後にはホールボディカウンター。記録を労働者に渡してほしいんです。もう 1 つは手帳の中に 3 月 31 日で締め切りになってるんです。4 月から 0 だと。1 年間で何でこういう基準を設けたのか。4 月の 1 日になったらゼロから出発する。3 月 31 日に 3000 ミリ浴びていても年間で 4 月からまた 0 になって。こういう風になってます手帳の中身は。年間という言葉は抜いてほしいんです。

安井：まずガラスバッジについてはご指摘のとおり何種類かあります。今回、除染については基本的にセシウムによる被ばくを想定しておりましてガンマ線が測れるようになっています。ストロンチウムなど一部、ベータ各種も出ています。専門家検討会でガンマ線の 10 分の 1 から 100 分の 1 程度しかないのでガンマ線を押さえれば問題ないのご指摘を受けております。基本的にはガンマ線で考えますが、実効上はガンマ線とベータ線の両方とも測れるものを使うようになっています。アルファ線については、除染現場においてはプルトニウム等々が若干検出されているんですが極めてレベルが低いという事とご案内のとおりアルファ線というのは数センチメートルしか飛びませんので、有意なレベルの被ばくはないだろうという専門家のご意見を頂いております。ホールボディカウンターの測定の結果は測定が終わった段階で各労働者に渡されています。被ばく管理の 5 年、1 年の始期。初めがどこで終わりがどこかという概念ですが、これは ICRP

で決めている考え方で5年間100ミリシーベルトであって、なおかつ1年あたり50ミリシーベルトを越えないという事にしてますので、年度で0になるわけではございませんで、5年で100ミリという基準がありますので5年間の蓄積を管理することにしています。

川本：2の①、②、③のところなんですけど、まとめて回答頂いたんで確認だけしたいんですけど、要するに被ばく労働したがるだとか、不利益変更とか、権利侵害っていうのは厚生労働省としてそういう風に考えているわけではなくて、そういう事を言うてる労働者なり、使用者なり、政治家なんかがおったという事を言われたに過ぎないというのがさっきの回答なんですかね。

片野：おっしゃるとおりでございます。我々がこれが間違いなくこうだと言ってるわけではなく、文脈でこれだけを捕まえると私が被ばく労働をしたがる労働者がいるんだからさせろって言ってるみたいですが、必ずしも私自身もそう思っていないですし、厚労省の見解としてそうではありません。

川本：電力総連の幹部が規制緩和しろだとか言ったとかも報道されていたのですが、ここに具体的に出してくれて書いたのは、極めて少数の労働者の意見であると思うし、本当にそういう事を言っておられる方が多数おられるのであれば、さんざんやってる安全衛生の教育がまったく行き届いていないちゅう事ですよ。被ばく労働についてどういう風に考えるかっていうのは。僕が聞いている限りでは、むしろ現場の方は有害性とかそういう事は承知の上で仕様がなくて苦渋の選択をして、そういう作業にあたっておられるという認識なんだけども。まるで多数の人がこういう事を考えているとか、一部労働組合の幹部はともかくとして、誤解されかねないような事が交渉の場で言われるとそう受けとめてしまうわけですよ。こんなのは稀なケースなんだと。被ばく労働したがる労働者なんて。そういう風に聞いてよろしいんでしょうかね。もし稀じゃないんだしたら、そういう事を言うてる労働者の企業に対して、教育はどうなっているのかと指導して頂きたいんですけどいかがですか。

片野：実態としては、被ばくはしたくないけれども被ばくしなければ生活が行き届かないっていうのが皆さんの本音であるだろうとは推測はしております。こういう形で捕まえてしまうと我々がこちらに肩を持っているような感じにもなりますけども、必ずしもそういうわけではない。もちろん今後、労使の意見を幅広く聞く場はありますので、そういう中で必要があれば指導だってするでしょうし、逆に規制なんかされたら誰も生活できないんだという声が大多数になればそういう措置になるだろうと思っています。

川本：できれば個別名では無理でも、皆さん得意の統計的な形でこういう事を言われるのであれば明らかにしてほしいですよ。僕は言うほど原発で働かないと生活が困る人が長期的に、短期的には色々と事情があるけど、むしろ人が足りなくなるっていう報道がされることもあるわけで。夏から秋になれば。東電さんが思っているほど簡単に人が集まると思わない。しばらく経てば。誰も好き好んであんな所に行きたいと思わない。配管工の人は色んな所に配管工事ありますからね。ぜひそこら辺はお願いしたいと思います。②はちょっとこだわるんです。これ事実関係じゃ

ないんですよね。権利侵害とか不利益変更っていうのは解釈ですよね。だからこういう事を言うてる使用者がいるのであれば、判例とか通達は無いと思うけど。無いんですよね、係争した事件でこういう事を言った裁判所ないですよね。あるいは行政通達でこんな無いんですよね。被ばく労働に対する規制が権利侵害になるとか。あるんだったら教えてほしいんです。無いんですよね。

安井：捕まえ方によると思いますので、規制はどのようになされたかとか、規制の内容がどうなのかっていうところによると思います。一般的にどうこうっていうのは。被ばく労働の規制が一般的に不利益変更になるという事はないと思います。

川本：私が聞いているのは、過去において判例と行政通達は過去に対してしか出てこないですよね。こういう事がありうるとか、もしこういう規制をしたらこれは権利侵害になるかもしれないとかそういう事ではないでしょう。いまの時点で、現行の規制が権利侵害になったとか、なりかねないみたいな判例とか通達があれば教えて頂きたいと。

安井：通達は少なくとも無いです。判例は全部を知ってるわけではないのでわかりません。

川本：少なくとも知らないですよね。

安井：そうです。

川本：それが③に結び付くんですよ。ステップ2前の敷地内に入る作業が全部緊急作業になったわけですよね。それってすごい滅茶苦茶な話だと思ってまして、全部がやむを得ない緊急作業になった。そちらの解釈ではね。だけど本当にそうなのか。少なくともICRP勧告で色んな被ばく労働について規制なり勧告してるところで言うてるところの緊急作業はそこで想定している緊急作業とはかけ離れた作業まで全部1から10まで緊急作業にしちゃったっていうのはすごい間違いだったと思うし、そこはこんなんでも良かったのかっていう検証をぜひやってほしいんですよ。大阪からトラックで知らん間に福島に行っちゃったおじさんね。いやあこんな所に来るつもりはなかったのにみたいに。1、2週間片付けしたのも緊急作業になっちゃったわけですよね。自分の意思も何も関係なくですよね。そういうのを全部緊急作業にして、250まで良いよという話にしたっていうのは大きな間違いだったのではないかなと思ってるんですが、何かコメントがあれば。

安井：ICRPは緊急作業の関係は特別の対応が必要だと書いております。ご指摘はたぶん緊急作業にもレベルがあるじゃないかという事だろうと思います。今回の福一の現場の線量が少なくとも事故のしかるべき時期までは非常に高かったと。現在もかなり高いんですけども。そういった場合に基本的には電離則上のものであれば退避基準がかかるぐらいのレベルがほとんどだったという実態があって、要は緊急作業として位置づけないと中に入れないと。そういった状態もあったという事でございますので、このような取り扱いになったと。今から振り返ってそういう事だったということです。

斎藤（ア）：アスベストセンターの斎藤ですが、この間、保安院の文書を開示させて、そちらには無いと思うので後でご提供しようと思うんですけども、4・28の通達に関して言うと、3月の頃から大臣の答弁あたりから日立、東芝、東電、事業者と保安院がグルになって、ある意味どうやって厚生労働省を落とすかというような事を一生懸命やっていたという感じが非常に強い。その文書を読むとね。雇用の問題も事業者の側が例えば一定の線量の被ばくがあると雇用が継続されないといった不安を持つ従業員が多いと聞いているとか。これも当所って書いてあるからたぶん事業者なんですけど、保安院の文書でたぶん保安院じゃなくて事業者なんですけど、他の現場では仕事ができなくなるため雇用が継続されないという不安を持つ従業員が多いとかっていうの、おそらく東電か一どこっていうの明記されていないのでわからないんですが一事業者側が言ってるんですよね。3000人くらいの技術者。東芝やら日立やらという技術者だという言い方をされていて、それは当然、東電が雇用に関係を持つべきものであって労働者が被ばくしたいんだとかっていう話では決していないんじゃないかなと思いますのと、4月28日の通達が出るまでの経過というのが今一つ謎というか、保安院側は別枠を要求していたと。福一の緊急作業とその後、他の原発で技術者が働けないと日本の原発が成り立たないと。要は原発再稼働させるために4・28通達というか別枠要求をしていたと。1つの考え方は、合算した上で年50、5年100というのを守る。そうじゃなくって、4・28の通達は1年間で100という風にしたいという経過なので、こういう事が二度と繰り返されてはいけないと思います。片野さんはずっと前にいらした時に非常に前向きな発言をなさって、私どもとしても保安院の非常に悪辣な要求というか事業者とグルになってそういう事をやってくることに對して、厚生労働省が頑張ってもらいたいと思ってますので、その辺りの経過がどういう形になったのかっていう事は、そういう事が二度と繰り返されないためには、原発推進の形で厚生労働省を落とそうとするようなやり方については私たちは闘う必要があるんじゃないかと思います。

片野：率直に述べさせてもらえば、当時は別枠派、合算派というべきか言葉が適切かという問題がありますけれども、争いがあったというのは事実です。我々は当然、労働者保護の立場に立ちますから合算派であり、一方で我々しか合算派がないという状況ではあったと。最終的にはそれが良いか悪いかっていうのは我々が判断するという事というよりは、社会的に判断されていく事だと思いますけれども、ある意味で折衷派的に我々として最終的に5年100という最後の牙城だけ守り通したというところになってしまったわけです。そこに対して色んな評価はあるだろうと思います。それは甘んじて、当時の担当者として私が受ける覚悟ではあります。

川本：3の①が今のと絡みの話なんです。その当時の、別枠でも合算でも良いんですけども、じゃあ結局どうだったのっていう検証を。先ほどの回答だったら個別企業だからみたいな、まあそういう事だろうなと思いましたがけども別に個別に名前を出せとかじゃなくて、本当に50ミリシーベルト越えたのってどんな作業だったのっていうところをなぜ表に出せないんですか。結果として、それで社会的な評価を受ければ良いじゃないですか。やっぱり必要だったんだと。経産さんの言うとおりの50ミリシーベルト浴びる人がこんなにいるんだから、この人たちがこういう作業しなきゃどうなっていたんですかって言われれば確かにしんどい面もあるかもしれない。だけど結果として50ミリシーベルトを分けた800何十人が、逆に緩和したからこそ50ミリシーベルト以上の

人が増えたと思います。あるいは結果を後追いしたに過ぎなくなっちゃってたと、4月末から。検証をやらしてもらわないと、折衷した事の功罪っていうのは見えてこないんです。結局どうだったんですかって事です。50ミリシーベルト以上浴びた人が、どういう作業に従事したのかそれだけ検証してほしいんです。こっちに出せないんだったらせめてそちらの内部で検証してください。おそらく慣れてなくてドアを開けとったとか、タバコを吸とったとかね。そういう人たちがばかりとは言わないけども、相当数の人が50ミリシーベルト浴びなくても良かったような作業がほとんどじゃないのかな。

飯田：その関連で一言。政府の事故調もありますし、民間の事故調も報告を出していましたよね。いま国会での事故調も6月に報告をまとめるという事で作業をやってますよね。ここですなわら厚労省がこうだったんですよっていう事を全て開示できないかもしれないけれども、少なくとも国会事故調の中で厚労省に対してどうだったのかという事を実際に証言ですとか、資料の提示を求められたならば、そこはきちっと対応して頂いて、検証の場ですから協力をして頂いて明らかにして頂くという事が今後の被ばく労働の人たちのためにもなるんだと考えて頂きたい。開示請求と同じような中身で、黒塗りで出してくるような対応はやめてもらいたいと思ってます。

片野：しかるべき法定の機関とか、そういう所から求められれば当然それは出すべきもののだとものだと考えています。黒塗りにになってしまうのは、どうしても情報公開法が黒塗りにしろと言ってるようなものなので、せざるを得ないというのが率直なところです。いま審査会上げて頂いておりますけども、実態的な判断も踏まえてどこまで出すかというのは審査会での判断があると思います。これは公の利になるんだと。いわば隠匿することによって企業が受ける不利益よりもはるかに勝るという判断があれば出てくるはずです。ただ、行政としては一義的に判断できないというのもありまして、黒塗り黒塗り。それがあある種、逆鱗に触れているっていうのは理解しつつ、ただおっしゃって頂いたとおりにしかるべき機関からそういうものを出せという要請があれば、我々も公の下でこういう経緯がありましたというのは弁明する機会にもなりますし、それを出さっていうのは検討できるんだろうと思ってます。

飯田：ぜひそこをやってください。一般的に今開示請求の手続きの問題を言ってるわけではなくて、国会事故調の調査もずっと進められているので、そこには最大限、厚労省としては自分たちの立場と説明をしっかりとやってもらいたいと思います。

斉藤（参）：外部被ばくと内部被ばくの事について。外部被ばくというのは要するに外から、服の上から受けるのを外部被ばく。内部被ばくというのはチリとかホコリを吸い込むことによって内部被ばくするんです。ホールボディカウンターを絶対にやってほしいんです。その結果を全員に教えてほしい。もう1つ、原発の中は8系統の設備から。高い排気筒からも放射性物質が出てくるからちゃんと調べてほしい。

渡辺：情報の開示の事なんですけども、さっき被ばく労働の労災補償をめぐっての問題なんですけど、基準を改定しないで指針によって補償の〇〇を具体的にするという意味がよくわからない。



さっき胃がんとか大腸がんとか小腸がんについて検討してるが個別事案の一環としてやっているという事で、その検討の過程は公開はできないとお答えがあったんですけど、積極的にどういう検討がおこなわれたのかも含めて公開してほしいと思います。ヨーロッパとかアメリカなんかは、全てのガンを補償の対象として認めてるっていう状況の中で日本の労災補償っていうのは閉ざされていると思うんです。前から私たちは交渉を重ねて、そこのところを明らかにしてほしいと情報の開示も求めてきました。検討の途中であってもどういう検討がおこなわれているのかも含めて開示してほしいと思います。

児屋野：労災補償課の児屋野と言います。いま頂いたお話の中で当然、我々も色んな検討会があって公開でやるのを原則として開示しております。いまこちらで申し上げました個別の検討会というのは1人ひとりの労災請求に対して、それに対する検討を加えているので、その方の個人情報も100パーセント扱っているんで、そういう意味で公開していませんという言い方なんで、通常の認定基準とか作る時は必ず公開してやっています。

渡辺：個人情報を知りたいのではなくって、その事案についてもどういった検討であったかというの個人情報とかに触れないような形で出せると思うんですよね。積極的な検討をお願いしたいと思います。

児屋野：情報公開法だとか、個人情報保護法だとか、そのようなものに基づいてそれは適正にやらせて頂きたいと。

渡辺：この間、すごく厚労省の情報の開示の仕方が後退してます。以前だったらもうちょっとちゃんとどこの労基署でどういった申請があって、どういったというきちんと読めるような状況だったのができなくなったとか、後退してる場所がありますので、そういう事のないようにお願いします。

児屋野：ご意見は真摯に受け止めたいと思います。

川本：5の②なんですけど、被ばく労働について健康管理手帳制度に入れるかどうかの検討も具体的になされたけど、今のところ必要ないという事になったのか、そもそも検討もまだされていないんじゃないかと思ったんですけど、検討されたんですか。

片野：除染とかだけでなく、電離則の話は引き続きご要請を受けている内容であって、その都度しっかり中では本当にいるのかどうかっていうのは検討していると聞いています。その結果、これは絶対に必要なんだっていうものはなされていないという事を持ってして、現時点では〇〇です。もちろんバックデータになるようなものっていうもの状況が変われば結論も変わるわけですので、前提になるようなバックデータっていうのは引き続き収集に努めていると聞いてます。

川本：例えば石綿の健康管理手帳とか色んな健康管理手帳があるじゃないですか。その悪くなる

リスクの大きさと健康管理手帳の交付の要件って完全にリンクしてないでしょう。例えば石綿にばく露した作業の人、いまほとんど皆に配ってますよね。かなりの高濃度ばく露した人に。それなりのばく露した人に皆に配るようになりましたよね。それと比べて5ミリシーベルト以上浴びてる人がリスクが小さいなんちゅうのは、どう考えても考えられないんですけど。放射線だけの専門家とかじゃなくて、まさに皆さん方がそれぞれのリスクを均衡性を持って手帳を発行されないとおかしいんじゃないかと思うんです。アスベストは死んだ人がいっぱいいるから、だからものすごく網を広くしてるみたいな印象ですよ。被ばく労働はあんまり申請もないし、認定されたのも少ないからこんなもんでええかみたいなんで、そこの合理性が感じられないんですんですけど。リスクの大きさと手帳の発行のそれ。そう思われませんか？ 率直に。

片野：意図されてる事は理解をします。ただ私も直接の担当ではないので、その旨をしっかりと伝えさせて頂きたいと考えます。当然それを踏まえて今後、いつまで経ってもゼロ回答っていう事は我々もないと思いますし、きっちり検討は続けていきたいと考えています。

飯田：3の⑥で、さっき〇〇も立ち入りもやっていますと。違反があれば是正勧告をしていると。是正勧告をしたものについて発表しているものは全てなんですか。東電に対して是正勧告したとか、ホームページにも載ってますよね。

松本：ホームページには基本的には是正勧告したものについては、原発絡みでは全てという自信はないんですが、何々等でまとめてしまったりとかしてるものもあるので。ただ基本的には厚労省のホームページに載っている、何月に何日経ってるやつを書かせて頂いていますので、福島では是正勧告をしたときにはホームページに載せるようにしています。

建部：健康管理手帳のことね。例えば砒素の化合物なんかでいうと4年くらい前ですかね。検討されてて、労災認定がどれくらいあるかというのが1つの目安になっていたと思うんですけども、被ばく労働も最近、申請も認定も増えていて10年間で10例近く出てますよね。砒素の時の議事録に出ている色んな数字というか検討されてる状況をみたら、被ばく労働は全員といったら何十万人という数なんですけど、ばく露条件とか色んな事を考えたら完全に対象外であるとは言えないという状況になっているんじゃないかと思うんです。十分、検討に値する状況になっていると思うんです。一度、きちっと検討して頂きたいと思いますけどね。もう1つは、今度の緊急被ばくの前に50ミリシーベルトを超えているとか、基準を超えているという理由になっているんだけど、がん検診というものが在職中から入ってきましたよね。これは危険であるという事を認めているわけで、そういった事も加味して一度、きっちり検討すべき時期にきているんじゃないかと思います。

片野：長期的健康管理の話はまさに長期的に管理していく中で新たな事情は出てくると想定されます。制度設計をしたいまの段階のものが100パーセント間違いがないというのは、そんな事はあり得ませんので、継続した検討の対象になってくると思いますし、どこかで見直しであるとか、あるいはICRPの2007年勧告の取り入れで健康診断そのものの是非みたいなものが問われてい

る中で我々は健康管理手帳の話もそうですけれども、一体として長期的健康管理も含めて考える。それは検討しなければならない事項だと考えています。

那須：ちょっと確認したいんですけど、休業が4日以上が6件出てるって、これは何のあれが出ているんですか。

飯田：死傷病報告。

那須：平成24年2月末までに35件というのは労災の申請ですね。わかりました。

飯田：国会での調査委員会に厚労省も協力をして頂いて、当時の状況ですとかも含めて報告をして頂きたいと思ってます。どうもありがとうございました。